

広島県行政組織規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十五号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則

広島県行政組織規則の一部を改正する規則（令和七年広島県規則第二十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和七年九月一日とする。